

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第9号

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例(平成13年熱海市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「108円」を「110円」に、「1,728円」を「1,760円」に、「216円」を「220円」に、「3,456円」を「3,520円」に、「15,120円」を「15,400円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「8,640円」を「8,800円」に改める。

(熱海市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部改正)

第2条 熱海市行政財産の目的外使用に関する使用料条例(昭和59年熱海市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号及び第2号ウ中「100分の8」を「100分の10」に改める。

(熱海市総合福祉センター条例の一部改正)

第3条 熱海市総合福祉センター条例(昭和54年熱海市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表の(1)福祉センター使用料の表中「3,240円」を「3,300円」に、「1万800円」を「1万1,000円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「2万1,600円」を「2万2,000円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「8,640円」を「8,800円」に改め、同表の(2)福祉センター附属設備等使用料の表中「540円」を「550円」に改める。

(熱海市初島漁業集落排水処理施設条例の一部改正)

第4条 熱海市初島漁業集落排水処理施設条例(平成18年熱海市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第12条の表中「3,330円」を「3,392円」に、「82円」を「83円」に、「164円」を「167円」に改める。

(熱海市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 熱海市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例(平成13年熱海市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「。以下「法」という。」を削る。

別表中「1,540円」を「1,570円」に、「1,020円」を「1,050円」に、「4,110円」を「4,200円」に、「2,770円」を「2,830円」に、「8,220円」を「8,400円」に、「5,550円」を「5,670円」に、「

2,050円	2,050円
--------	--------

」を「

2,100円

」に、「2,570円」を「2,620円」に、「1,740円」を「1,780円」に、「6,890円」を「7,030円」に、「4,730円」を「4,830円」に、「1万3,780円」を「1万4,070円」に、「9,460円」を「9,660円」に改める。

(初島漁港管理条例の一部改正)

第6条 初島漁港管理条例(平成13年熱海市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「次条第1項」を「次条」に改める。

第23条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「又は第2項、第9条第1項若しくは第2項、第12条第1項」を「若しくは第2項、第9条、第12条」に、「、第17条」を「又は第17条」に改め、同条第4号中「又は第13条第1項、第14条第1項、第18条」を「、第13条第1項、第14条又は第18条」に改める。

別表第1の1 利用料の表中 「

円
1,080

」を 「

1,100円

」に、

「2,160」を「2,200円」に、「4,320」を「4,400円」に、「1万2,960」を「1万3,200円」に改め、同表の2 使用料の表中

円
3
70
3
3
594
1,512

を

3円
72円
3円
3円
3円
605円
1,540円

に改め、同表の3 占用料の表中

円
400

を

400円

に、「150」を「150円」に、「

650」を「650円」に改め、「熱海市道路占用料徴収条例」の次に「（昭和32年熱海市条例第23号）」を加える。

別表第2の1 土砂採取料の表中「140」を「140円」に、

160

を

160円

に、「180」を「180円」に、「

25」を「25円」に、「45」を「45円」に、「65」を「65円」に改め、同表の2 占用料の表中

50

を

50円

に、「240」を「240円」に、「

370」を「370円」に、
「80」を「80円」に、「180」を「180円」に、「
550」を「550円」に「25」を「25円」に改める。

(熱海市都市公園条例の一部改正)

第7条 熱海市都市公園条例(昭和41年熱海市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 政令第6条第6項に掲げる場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

別表第3の2 有料公園施設の表中「1,620円」を「1,650円」に、「1,290円」を「1,320円」に改める。

別表第4の4の項中「972円」を「990円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「32円」を「33円」に改める。

別表第6の1 小山臨海公園の表を次のように改める。

1 小山臨海公園

(1) 南熱海マリンホール

時間区分				午前	午後	夜間	午前及び午後	午後及び夜間	全日	備考
				9時から12時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで	
利用区分	スポーツホールの入場料の種類を徴収しない場合	アマチュアスポーツ・レクリエーションに利用する場合	一般	3,210	4,810	6,420	8,020	1万1,230	1万4,440	1 金額の単位は、円とする。 2 「一般」とは、満3歳未満の者及び幼児・児童・生徒以外の者をいう。 3 「幼児・児童・生徒」とは、幼児(満3歳以上の者で学齢に達しないものをいう。)
			幼児・児童・生徒	2,140	3,210	4,280	5,350	7,490	9,630	
	その他の場合			9,630	1万3,910	1万9,260	2万3,540	3万3,170	4万2,800	
	入場料の種類	アマチュアスポーツ・レ	一般	8,020	1万2,090	1万6,050	2万110	2万8,140	3万6,160	

	類を徴収する場合	クリエーションに利用する場合 その他の場合	幼児・児童・生徒	5,350 4,070	8,020 4,770	1万700 8,150	1万 8,850	1万 2,920	2万 7,000	小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
	準備等のため利用する場合（1時間につき）			530						
武道場	入場料の類を徴収しない場合	アマチュア	一般	740	1,070	1,490	1,810	2,560	3,310	5 スポーツホールの一部を占有して利用する場合、その利用面積が3分の2、2分の1又は3分の1の場合は、その割合に応じた利用料金とし、それに満たないときの利用料金においても、利用料金は当該利用料金のそれぞれ3分の2、2分の1又は3分の1の額とする。
		スポーツ・レクリエーションに利用する場合	幼児・児童・生徒	530	740	1,070	1,280	1,810	2,350	
	その他の場合			2,140	3,210	4,280	5,350	7,490	9,630	
	アマチュア	一般	2,140	3,210	4,280	5,350	7,490	9,630		
入場料の類を徴収する場合	スポーツ・レクリエーションに利用する場合	幼児・児童・生徒	1,600	2,240	3,210	3,850	5,450	7,060	6 冷暖房設備を利用する場	
	その他の場合			6,740	9,630	1万 3,480	1万 6,370	2万 3,110		2万 9,850
卓球（1台につき）			一般	530	740	1,070	1,280	1,810	2,350	
			幼児・児童・生徒	320	530	640	850	1,170	1,490	
バドミントン（1面のみの利用に限る。）			一般	850	1,280	1,710	2,140	2,990	3,850	
			幼児・児童・生徒	530	740	1,070	1,280	1,810	2,350	
中ホール	入場料の類を徴収しない場合			4,280	6,420	1万700	1万700	1万 7,120	2万 1,400	
	入場料の類を徴収する場合			1万 2,840	1万 9,260	3万 2,100	3万 2,100	5万 1,360	6万 4,200	
	準備等のため利用する場合（1時間につき）			530						
和室	入場料の類を徴収しない場合			1,490	2,140	3,630	3,630	5,770	7,270	
	入場料の類を徴収する場合			4,490	6,420	1万910	1万910	1万 7,330	2万 1,820	

第1 会議 室 第2 会議 室 第3 会議 室	入場料の類を徴収しない 場合	740	1,070	1,810	1,810	2,880	3,630	合の利用料金は、当該利用料金の1.5倍に相当する額とする。
	入場料の類を徴収する場 合	2,140	3,210	5,350	5,350	8,560	1万700	
舞台 (ス ポー ツホ ール)	収益又は営利を目的とし ない場合	1,490	2,140	3,630	3,630	5,770	7,270	
	収益又は営利を目的とす る場合	4,490	6,420	1万910	1万910	1万 7,330	2万 1,820	
	準備等のため利用する場 合(1時間につき)						220	
トレ ーニ ング ルー ム	当日券(1人1回につき)						320	
	回数券(12回分)						3,200	
用具	ピアノ(1時間につき)						1,070	

(2) テニスコート及び多目的広場

区分		単位	利用料金
テニスコート(1面当たり)	市民	午前及び午後1時間当たり	550円
		夜間1時間当たり	1,050円
	市民以外の者	午前及び午後1時間当たり	1,100円
		夜間1時間当たり	1,600円
多目的広場	市民以外の者	午前	2,200円
		午後	3,300円
		1日	5,500円

備考 単位の欄における午前、午後及び夜間の区分は、次のとおりとする。

- 1 午前 午前7時から正午まで
- 2 午後 正午から午後5時まで(1月4日から6月30日まで及び9月1日から12月28日まで)

正午から午後7時まで(7月1日から8月31日まで)

3 夜間 午後5時から午後9時まで（1月4日から6月30日まで及び9月1日から12月28日まで）

午後7時から午後9時まで（7月1日から8月31日まで）

別表第6の2 姫の沢公園の表中「2,050円」を「2,100円」に、「1,020円」を「1,050円」に、「6,170円」を「6,300円」に、「3,080円」を「3,150円」に、「16万4,570円」を「16万8,000円」に、「8万2,280円」を「8万4,000円」に改め、同表の3 熱海海浜公園の表中「1,340円」を「1,360円」に改める。

別表第7中「972円」を「990円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「32円」を「33円」に改める。

（熱海市駅前広場条例の一部改正）

第8条 熱海市駅前広場条例（昭和45年熱海市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第7条第1項」を「前条第1項」に改める。

別表中「1,720円」を「1,760円」に、「6,040円」を「6,160円」に改める。

（熱海市水道条例の一部改正）

第9条 熱海市水道条例（平成10年熱海市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第32条第2項の表中「2万4,840円」を「2万5,300円」に、「62万6,400円」を「63万8,000円」に、「7万200円」を「7万1,500円」に、「170万6,400円」を「173万8,000円」に、「11万8,800円」を「12万1,000円」に、「347万7,600円」を「354万2,000円」に、「36万7,200円」を「37万4,000円」に改める。

別表水道料金表の(1) 専用栓給水料の表中「1,232円」を「1,255円」に、「133円」を「136円」に、「158円」を「161円」に、「179円」を「182円」に、「2,562円」を「2,616円」に、「3,892円」を「3,978円」に、「7,052円」を「7,205円」に、「1万4,952円」を「1万5,272円」に、「4万1,802円」を「4万2,615円」に、「8万6,552円」を「8万8,186円」に、「260円」を「265円」に、「24円」を「25円」に、「500円」を「516円」に、「740円」を「767円」に、「1,220円」を「1,270円」に改め、同表の(2) 特別栓給水料（工事用その他のもの）の表中「5,060円」を「

5, 154円」に、「336円」を「342円」に、「8, 420円」を「8, 580円」に、「1万100円」を「1万292円」に、「1万6, 820円」を「1万7, 144円」に改め、同表の(3) 消火栓給水料の表中「280円」を「286円」に改める。

(熱海市離島初島簡易水道条例の一部改正)

第10条 熱海市離島初島簡易水道条例(昭和39年熱海市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項の表中「2万4, 840円」を「2万5, 300円」に、「62万6, 400円」を「63万8, 000円」に、「7万200円」を「7万1, 500円」に、「170万6, 400円」を「173万8, 000円」に、「11万8, 800円」を「12万1, 000円」に、「347万7, 600円」を「354万2, 000円」に、「36万7, 200円」を「37万4, 000円」に改める。

第26条中「手続き等」を「手続等」に、「昭和50年熱海市規則第17号」を「平成29年熱海市規則第5号」に改める。

別表給水使用料表の(1) 給水使用料の表中「1, 393円」を「1, 419円」に、「201円」を「205円」に改め、同表の(2) 消火栓を使用した場合の使用料の表中「201円」を「205円」に改める。

(熱海市下水道条例の一部改正)

第11条 熱海市下水道条例(平成11年熱海市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「次の各号」を「次の表の左欄」に、「事務について、当該事務の申請者から、」を「区分に応じ、それぞれ」に、「当該各号」を「同表の右欄」に、「定める」を「掲げる」に改め、「手数料を」の次に「申請者から」を加える。

第36条第1項中「都市計画法」の次に「(昭和43年法律第100号)」を加える。

別表中「2, 775円」を「2, 827円」に、「25円」を「26円」に、「144円」を「147円」に、「157円」を「160円」に、「171円」を「174円」に、「96円」を「97円」に改める。

(熱海市温泉条例の一部改正)

第12条 熱海市温泉条例(昭和48年熱海市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第25条第1項」を「第25条」に改める。

第9条第1項中「6万4, 800円」を「6万6, 000円」に改め、同条第2項中「5万8, 320円」を「5万9, 400円」に改める。

第21条第2項中「319円」を「324円」に改め、同項ただし書中「535円」を「544円」に改める。

別表第1中「46万4,400円」を「47万3,000円」に、「74万5,200円」を「75万9,000円」に、「32万4,000円」を「33万円」に、「122万400円」を「124万3,000円」に、「97万2,000円」を「99万円」に、「144万7,200円」を「147万4,000円」に、「126万3,600円」を「128万7,000円」に、「176万400円」を「179万3,000円」に、「4万8,600円」を「4万9,500円」に、「5万4,000円」を「5万5,000円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「8万1,000円」を「8万2,500円」に、「10万2,600円」を「10万4,500円」に、「1万7,280円」を「1万7,600円」に、「9万7,200円」を「9万9,000円」に、「10万8,000円」を「11万円」に、「16万2,000円」を「16万5,000円」に、「20万5,200円」を「20万9,000円」に、「3万4,560円」を「3万5,200円」に改める。

別表第2中「1万5,620円」を「1万5,909円」に、「548円」を「558円」に、「577円」を「587円」に、「1万7,651円」を「1万7,977円」に、「618円」を「629円」に、「652円」を「664円」に、「3万5,790円」を「3万6,452円」に、「572円」を「582円」に、「700円」を「712円」に、「5万4,771円」を「5万5,785円」に、「587円」を「597円」に、「720円」を「733円」に、「1万223円」を「1万412円」に、「120円」を「122円」に、「141円」を「143円」に、「1万1,001円」を「1万1,204円」に、「131円」を「133円」に、「153円」を「155円」に、「2万446円」を「2万824円」に、「241円」を「245円」に、「282円」を「287円」に、「2万2,003円」を「2万2,410円」に、「263円」を「267円」に、「306円」を「311円」に、「6万1,858円」を「6万3,003円」に、「716円」を「729円」に、「813円」を「828円」に改める。

別表第3中「1万2,495円」を「1万2,726円」に、「1万4,121円」を「1万4,382円」に、「2万8,631円」を「2万9,161円」に、「4万3,816円」を「4万4,627円」に、「8,177円」を「8,328円」に、「8,800円」を「8,962円」に、「1万6,355円」を「1万6,657円」に、「1万

7, 601円」を「1万7, 926円」に改める。

(熱海市公民館条例の一部改正)

第13条 熱海市公民館条例(昭和37年熱海市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

(1) 中央公民館使用料

区分 \ 時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
調理実習室 (栄養指導室を含む。)	1, 650円	1, 650円	3, 300円
和室1(婦人サロン)	330円	330円	660円
和室2	330円	330円	660円
第1会議室	880円	880円	1, 760円
視聴覚室	2, 200円	2, 200円	4, 400円
多目的会議室	3, 300円	3, 300円	6, 600円
第2会議室	550円	550円	1, 100円

(2) 中央公民館附属設備の使用料

種別	内容	数量	1回の使用料
ピアノ		1回	2, 200円
映写機	16mmクセノン	1式	2, 200円
拡声器	アンプ・マイクその他の拡声器類	1式	1, 100円
録音機	テープデッキその他の録音機器類	1式	1, 100円

(3) 中央公民館冷暖房装置使用料

区分 \ 時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
調理実習室 (栄養指導室を含む。)	660円	660円	880円
和室1(婦人サロン)	220円	220円	330円
和室2	220円	220円	330円

第1会議室	440円	440円	550円
視聴覚室	880円	880円	1,100円
多目的会議室	1,760円	1,760円	2,200円
第2会議室	220円	220円	330円

(4) 泉公民館使用料

区分	時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	ホール	1,650円	1,650円	3,300円
和室		330円	330円	660円

(5) 泉公民館冷暖房装置使用料

区分	時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	ホール	1,540円	1,540円	1,980円
和室		220円	220円	330円

(6) 網代公民館使用料

区分	時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	集会室	2,200円	2,200円	3,300円
会議室（1室につき）		880円	880円	1,320円
和室（大）		1,100円	1,100円	1,650円
和室（小）		330円	330円	660円
調理実習室		1,650円	1,650円	3,300円
武道場		2,200円	2,200円	3,300円

(7) 網代公民館冷暖房装置使用料

区分	時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	集会室	1,540円	1,540円	1,980円
会議室（1室につき）		550円	550円	770円
和室（大）		1,100円	1,100円	1,650円

和室（小）	550円	550円	770円
調理実習室	1,100円	1,100円	1,650円
武道場	1,540円	1,540円	1,980円

備考

- 1 使用時間を経過したときは、当該使用料の1時間（1時間に満たない場合の端数は、1時間とする。）当たり相当額に当該超過時間を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 市民以外の者が使用する場合の使用料は、当該使用料の1.2倍に相当する額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 調理実習室において使用したガス及び水道の料金の額は、1時間につき、それぞれ220円とする。

（熱海市立学校施設使用条例の一部改正）

第14条 熱海市立学校施設使用条例（平成2年熱海市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1 屋内運動場の表中「1,040円」を「1,070円」に、「2,080円」を「2,140円」に、「3,120円」を「3,210円」に、「520円」を「530円」に、「1,560円」を「1,600円」に、「630円」を「640円」に改め、同表の2 屋内プールの表中「310円」を「320円」に、「460円」を「480円」に、「150円」を「160円」に、「6,290円」を「6,420円」に、「9,430円」を「9,630円」に、「3,100円」を「3,200円」に、「4,600円」を「4,800円」に、「1,500円」を「1,600円」に改め、同表の3 屋外運動場夜間照明施設の表中「3,140円」を「3,210円」に改める。

別表第2中「3,100円」を「3,200円」に改める。

（熱海市民グラウンド条例の一部改正）

第15条 熱海市民グラウンド条例（昭和44年熱海市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「3万850円」を「3万1,500円」に、「2,050円」を「2,100円」に、「4,110円」を「4,200円」に、「6万1,710円」を「6万3,000円」に、「8,220円」を「8,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第5条の規定による熱海市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第11条の改正規定、第6条の規定による初島漁港管理条例第13条及び第23条の改正規定、第7条の規定による熱海市都市公園条例第6条の改正規定、第8条の規定による熱海市駅前広場条例第8条の改正規定、第10条の規定による熱海市離島初島簡易水道条例第26条の改正規定、第11条の規定による熱海市下水道条例第31条及び第36条の改正規定、第12条の規定による熱海市温泉条例第7条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例第11条第1項、熱海市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第13条第1項及び熱海市都市公園条例第28条第2項に規定する承認は、この条例の施行の日前においても、第1条の規定による改正後の熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例別表、第5条の規定による改正後の熱海市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例別表並びに第7条の規定による改正後の熱海市都市公園条例別表第6及び別表第7に定める額の範囲内で行うことができる。
- 3 第2条の規定による改正後の熱海市行政財産の目的外使用に関する使用料条例第2条の規定、第3条の規定による改正後の熱海市総合福祉センター条例別表の規定、第6条の規定による改正後の初島漁港管理条例別表第1の規定、第7条の規定による改正後の熱海市都市公園条例別表第3及び別表第4の規定、第8条の規定による改正後の熱海市駅前広場条例別表の規定、第13条の規定による改正後の熱海市公民館条例別表の規定、第14条の規定による改正後の熱海市立学校施設使用条例別表第1及び別表第2の規定並びに第15条の規定による改正後の熱海市民グラウンド条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可等に係る使用料等について適用し、同日前の使用の許可等に係る使用料等については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の熱海市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例別表に規定する回数駐車の利用料金又は改正前の熱海市立学校施設使用条例別表第1に規定する回数券若しくは別表第2に規定する月間パスポートの使用料を納付した者については、なお従前の例により利用することができる。
- 5 第4条の規定による改正後の熱海市初島漁業集落排水処理施設条例第12条の規定、第9条の規定による改正後の熱海市水道条例別表の規定、第10条の規定による改正後の熱海市

離島初島簡易水道条例別表の規定、第11条の規定による改正後の熱海市下水道条例別表の規定並びに第12条の規定による改正後の熱海市温泉条例第21条第2項、別表第2及び別表第3の規定は、平成32年1月徴収分から適用する。

- 6 この条例の施行の際現に改正前の熱海市初島漁業集落排水処理施設条例の規定、改正前の熱海市水道条例の規定、改正前の熱海市離島初島簡易水道条例の規定、改正前の熱海市下水道条例の規定及び改正前の熱海市温泉条例の規定により徴収すべきであった料金等の取扱いについては、第4条の規定による改正後の熱海市初島漁業集落排水処理施設条例の規定、第9条の規定による改正後の熱海市水道条例の規定、第10条の規定による改正後の熱海市離島初島簡易水道条例の規定、第11条の規定による改正後の熱海市下水道条例の規定及び第12条の規定による改正後の熱海市温泉条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 第12条の規定による改正後の熱海市温泉条例第9条第1項及び第2項並びに別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の普通供給等の許可に係る供給加入金等について適用し、同日前の普通供給等の許可に係る供給加入金等については、なお従前の例による。